

令和4年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化スポーツ局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4. 3. 25	R4. 5. 24	平成31年度兼業実績報告 (生活文化局) 平成31年度兼業実績報告 (オリンピック・パラリンピック準備局) 平成31年度兼業実績報告 (都民安全推進本部) 令和2年度兼業実績報告 (生活文化局) 令和2年度兼業実績報告 (オリンピック・パラリンピック準備局) 令和3年度兼業実績報告 (生活文化スポーツ局)	7	1					1									【東京都情報公開条例第7条2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	生活文化スポーツ局 総務部総務課
2	R4. 3. 28	R4. 5. 29	宗教法人「〇〇〇」(東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)が都庁に提出した一切の資料	65	1						1	1	1		1			【東京都情報公開条例第7条2号】 責任役員の氏名は個人に関する情報で特定の個人の情報を識別することができるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 宗教法人の事業活動に関する情報は、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他の利益が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条4号】 代表役員の印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 宗教法人の事業運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務づけている書類であって、公にすることは、信教の自由を妨げることがないようにという宗教法人法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗教行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポーツ局 都民生活部管理法人課	
3	R4. 4. 11	R4. 4. 26	東京体育館(東京体育施設の指定管理者として公募)の指定管理者公募における公募資料一式 ・募集要項 ・様式(共通) ・施設別資料:提案課題や様式等(東京体育館) ・当時の質問回答	102	1															生活文化スポーツ局 スポーツ施設部 施設整備第一課
4	R4. 4. 13	R4. 5. 23	〇〇幼稚園園則(令和3年4月1日実施) 〇〇幼稚園園則(令和4年4月1日施行) 〇〇幼稚園園則(令和3年4月1日実施)	13	1															生活文化スポーツ局 私学部私学行政課

